

<第3次川口市男女共同参画計画案>パブリックコメント

NO	ページ	分野	ご意見の内容	市の対応・考え方
1	P.2	1計画策定の背景	「1 計画策定の背景」について 日本社会のジェンダー平等推進の取り組みの遅さは、ジェンダーギャップ指数による世界ランキングでの順位に明確に表されているにもかかわらず、これへの言及がなく、川口市としての危機感が感じられない。言及すべきである。	ご意見を受けて、下線部の文章を追加しました。 「しかしながら、世界経済フォーラムが公表している男女格差を測るジェンダーギャップ指数において、日本は毎年、男女格差の大半が国としても下位にランクされているおり、令和4(2022)年は146か国中116位となっています。実際の社会の状況をみると、令和2(2020)年に始まる新型コロナウイルス感染流行下においては、…」
2	P.3	2(1)国際的な取り組み	「2-(1) 国際的な取り組み」について 国連での取り組みについて、CSWIに言及して「発足直後から女性の地位向上を目指した活動に取り組んできました」とするのであれば、昭和42(1967)年の「女子差別撤廃宣言」にも言及すること、また、女性差別撤廃条約は、1975年の「メキシコ会議」以降開始された「国連婦人の10年」キャンペーンの中心をなしているので、それがわかるように書くこと。	ご意見を受けて、文章表現を下記のように修正いたします。 「国連は、昭和21(1946)年に「女性の地位委員会」を設置するなど、発足直後から女性の地位向上を目指した活動に取り組み、昭和42(1967)年には「女性に対する差別撤廃宣言」が採択されると、女性の地位向上に努めてきました。男女平等目標を国連の取り組みの中でも各項目大きな影響を与えたのは、昭和51(1976)年から始まる「国連婦人の10年」の活動です。前年の昭和50(1975)年に「国際婦人年世界会議」が開催され、女性の地位向上に向けてのガイドライン目標を定めた「世界行動計画」が採択されました。その行動計画を実現するうえで世界に求めたのです。昭和54(1979)年には「女子差別撤廃条約」が採択され、同条約は昭和56(1981)年から効力、日本も昭和60(1985)年に批准しています。」
3	P.3	2(1)国際的な取り組み	「2-(1) 国際的な取り組み」について SDGsを取り上げているが、目標5は、17のうちの一つではなく、クロスカーティングなどのある。例えば、SDGsアジェンダ文書では、パラグラフ20において、「ジェンダー平等の実現と女性・女児のエンパワーメントは、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものである」(Realizing gender equality and the empowerment of women and girls will make a crucial contribution to progress across all the Goals and targets.)とされ、そして、「このアジェンダ全体の実施において、ジェンダー視点をシステムティックに主流化していくことは決定的に重要である」(The systematic mainstreaming of a gender perspective in the implementation of the Agenda is crucial.)と結んでいます。この点は、日本政府の現行男女共同参画基本計画にも記載されている事柄である。自治体の男女共同参画基本計画だからといって、この点を無視することは、SDGsの趣旨を曲げるものであり、許されない。	ご意見を受けて、下線部の文章を追加しました。 「近年では、平成27(2015)年に国連サミットで「持続可能な開発のための2030年アジェンダ」が採択されました。その中で、2030年までに達成すべき目標としてSDGs(エスティーニーズ、持続可能な開発目標)が位置づけられています。SDGsは17の目標で構成されており、その目標の一つとして「目標5 ジェンダー平等を実現しよう」が設定されています。ただし、ジェンダー平等は単なる17の目標のうちの一つといわけではありません。SDGsの前文には「ジェンダー平等は全体の達成目標として位置づけられており、さらに17の目標を達成するためにはジェンダーの視点」が欠かせないされています。ジェンダー平等は、すべての目標に関わっており、それぞれのゴールについて、男女別のデータを分析したり、女性と男性にどのような影響があるか等を考えるなど、すべての政策や事業に関して「ジェンダーの視点」を取り入れていくことが重要です。SDGsに関する目標(1以下、「女子差別撤廃条約」)が採択され、同条約は昭和60(1985)年から効力、日本も昭和60(1985)年に批准しています。」
4	P.3	2(1)国際的な取り組み	「2-(1) 国際的な取り組み」について 近年では、サミットにおけるジェンダー平等実現への取り組みも加速している。本年5月に広島で開催されるサミットにおいても重要な論点として議論される予定であり (http://www3.nhk.or.jp/news/html/20221215/k10013924321000.html)、栃木県において関連閣僚会合も開催される。公式文書も発表されるものと思われるるので、記述することが必要である。	参考とさせていただきます。
5	P.4	(2)国・県の動向	「2-(2)国・県の動向」について p.3の「国際的な取り組み」では、国連での動きを適切に記述し、日本政府もそれに対応して動いてきていることを書くこと。つまり、婦人問題企画推進本部を設置して国内行動計画を策定し、これを改訂してきたこと、90年代には取り組みが強化され、男女共同参画推進本部、男女共同参画審議会が設置されて、男女共同参画社会基本法制定へ至ったこと、基本法に基づき男女共同参画基本計画が策定され、2001年には内閣府に男女共同参画局、男女共同参画会議が設けられて、現在の体制となったことを書くこと。	ご意見を受けて、下線部の文章を追加しました。 「日本の動向をみると、国際婦人年の「世界行動計画」の実現に向けて、昭和56(1975)年に婦人問題企画推進本部が設置し、女性の地位向上のための国内行動計画を策定する等の取り組みを行ってきました。90年代に入るとその取り組みが強化され、平成6(1994)年に内閣総理大臣を本部長とする男女共同参画推進本部が設置され、…」
6	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「多くの人の目に触れる新聞、テレビ、ラジオ、雑誌、インターネット等のメディアが発信する情報は人々の意識形成に大きな影響を与えます。(中略)男女共同参画社会の実現を著しく阻害します。」とあります。そもそも、メディアの表現が受け手に悪影響を及ぼすか否かについては、近年否定(悪影響はゼロではないが、公的な法規制が必要な程ではない)されています。よって、引用箇所の懸念は、的外れな感が否めません。	該当箇所の主旨は、特定の個人や団体等の尊厳を貶めるような表現を流布させないためのものでありますので、原案のとおりとさせたいただきます。
7	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「このため、表現の自由は尊重しつつも、性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要的な表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要があります。」「要請」とありますが、これは行政が特定の表現を事实上排除する事を示唆します。行政がメディアに対してこの様な「要請」をすることは、検問にあたる可能性があり、憲法の保護する表現の自由を侵害することになります。使用しないとする表現の基準もまた曖昧なものも問題です。例えば「不必要的な表現は」は、どの様な表現が該当するのでしょうか(女性がミニスカートを穿いて足を露出して居る表現は、公共空間でも広く一般的に使用される表現ですが、本項の記述の解釈次第では「不必要的な表現」になりかねません)。また、明確な基準を作ることで、誰がその基準を定めるのか、誰がその妥当性を保証するのか、不明白です。この様な不透明な運用は権力の濫用の恐れがあり、受け入れられません。「表現の自由は尊重」と称しながら、この様な表現の自由侵害を公然と推し進めることは、言行合一、致も甚だしいと申し上げざるを得ません。行政による規制ベースの抑圧的な施策よりも、男女平等や男女共同参画を推進する表現を推進すること、例えば家庭内の暴力や学校教育によって啓発してゆくべきであります。	ご意見を受けて、文章表現を下記のように修正いたします。 「このため、表現の自由は尊重しつつも、固定的役割分担を前提とした表現や、暴力や差別を正当化し助長する表現、不必要的表現等については公に流布されることがないよう、様々な媒体に自動的な取り組みを求めます。」
8	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要的な表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要があります。」「これは憲法で保障された表現の自由及び内心の自由を侵害していません。その表現が必要であるか否かは表現者が決定すべきことであり、他人が決定できるものではありません。配慮を要請するのは実質的な事前検閲です。よってこのような意識を行政が持つことに反対します。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
9	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「表現の自由は尊重しつつも」とありますが、まったく矛盾しているように思います。軽々しく「良い表現」「悪い表現」と断じるのは、思想警察に近いものだと感じます。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
10	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	6行目「表現の自由は尊重しつつも、性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要的な表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要があります」この部分は表現の自由だから排除する必要がない。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。

<第3次川口市男女共同参画計画案>パブリックコメント

NO	ページ	分野	ご意見の内容	市の対応・考え方
11	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「役割分担を押し付けた表現を許容しない社会的気運の醸成を図る」というのは公務員が市民を煽動していくことでしょうか？全体主義的な恐怖を感じる文言です。	ご意見を受けて、文章表現を下記のように修正いたします。 「表現された情報を市民が主体的に読み解き、不適切な表現の指摘、削除について自己発信できる能力（メディア・リテラシー）の育成や向上に努め、不適切な情報や性別による固定的な役割分担を崩壊とした表現に対しては一人ひとりが疑問をもち、声をあげられる社会を目指します。」
12	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	松戸市の騒動が記憶に新しいのですが、アニメ絵が掲げられているだけでは批判する人間もいます。そもそもすべての人間が納得する表現など、この世に存在せず、批判というのはあつて当たり前なのです。それだけに公的機関による配慮の要請というのには、くれぐれも慎重にしなければいけないものだと考えます。	本市の刊行物や様々な媒体による情報を発出する際は、その内容の趣旨やコンセプトを十分に踏まえた表現を心がけます。
13	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	男女共同参画社会の実現を目指すのは望ましい事だが、男女間の暴力を助長、連想させるような表現や不必要な性的表現とはどのようなものを指すのか？ それについて明確な基準や根拠が示されておらず、拡大解釈により制限がエスカレートしていくか大変疑問である。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
14	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	表現規制を促す配慮をメディアに要請する。 これに対して基準が曖昧で、様々な分野にマイナスになるとか思えません。 差別的なのはちゃんと時間や配信方法などでソーニングをかけばいいのに、手当たり次第他のデメリットを考え対応するのは西川口の一部をゴーストタウン化させた淨化作戦と同じじゃないですか。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。 現段階で本計画で目指しているのは、一人ひとりのメディア・リテラシーの向上と固定的な性別役割分担や差別・性暴力やDV・人権侵害等を是認する表現を用いないような配慮を求める事と、市が発行する情報におけるそのような表現を用いないことなどであり、世界中のあらゆるメディアを規制することではありませんので、「時間や配信方法などでソーニングをかける」方法は今後の参考とさせていただきます。
15	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「固定的な役割分担を押し付けた表現」この部分は押し付けた表現はどうのような基準で選定するんですか？漠然としてすぎて、なんだか考えなしにやっている感じがします。 国や地域として文化的に出来上がった表現なども巻き込んで規制すると受けられますけどそれで本当にいいのでしょうか？ 女性に配慮してることは良いと思うのですが、とりあえず奥いものに蓋するだけを受け取れた感じです。	ご意見を踏まえ、No.11のように修正いたします。
16	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「表現の自由に配慮しつつも」と書かれているが「不必要的な表現を用いないような配慮をメディアに要請する必要がある」男女平等の推進を阻害するような表現の排除に向けて社会的機運の醸成を図るに様なものが書かれており一切表現の自由を大事にしていないことが伺えます。明らかに表現規制以外の何物でもありません。 そして男女平等はゴールの見えない空想の産物です。一方の人から平等に見えたとしても他の人々から不平等に感じる事だってある。どうやったとしても人間に、能力に财力にも差がありそれは社会生活を送る上で避けられないものです。 それとの差を無くす労力もジックも一切、今回の計画案からはないですし、表現の自由に配慮をしたいのであればこの計画は即刻中止にして再始動をしないことが一番です。 一部から性的だと見られたり不必要的表現だと思われたとしても、それらを判断するのは川口市の人々でも偉い政治家でもなくクリエイター本人です。クリエイターを守れずして表現の自由は配慮されたと言えず守られません。二度とこのような馬鹿げた計画をやめてください。お願い致します。	ご意見を踏まえ、No.7・No.11のように修正いたします。
17	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「メディア等における情報・表現における配慮」では、日本国憲法第21条に定められた「表現の自由は尊重しつつも、「不必要的な表現を用いないといった配慮をメディアに要請する必要があります」という記述があり、内容に矛盾を感じます。 いわゆるボルティカルレクトネスの押し付け、過剰なメディアへの自虐の押し付けが繋がる内容になってしまってはいないでしょうか。 どうしてこういった意見を出すかと思うと、大阪府が2021年3月に策定した「男女共同参画社会の実現をめざす表現ガイドライン」の中に「2 考えてみよその表現(5)興味を引いためだけに、女性を使っていますか?」といふ内容で、「こういう表現をしていないように」という例としていくつある漫画家やアニメ、萌えキャラを使ったポスターのイラストがあり、多くの漫画家やイラストレーターから批判の声が上がったからです。 望み通りの花が咲かないからといって、除草剤で全ての花を枯らしてしまうような真似をしてはいけません。 「表現を用いないような配慮をメディアに要請するのではなく、男女共同参画のために「様々な表現を生み出していかるよう」にメディアに自由なアイデアを出してもらう」事こそ必要なではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
18	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	一例として、現在、川口市のSKIPシティ映像ミュージアムで開催中の「ちびまる子ちゃん展(主催:埼玉県)」について、川口市は川口市教育委員会と並んで後援をしている。しかしながら、「ちびまる子ちゃん」では、まる子の母親は専業主婦であり、父親はサラリーマンで家では座っ.enterを飲んでいるなど、性別による固定的な役割分担や差別を連想させる表現がなされている。また、クラスマット上で開口がまる子を殴るシーンなど、男女間における暴力などを正当化して描かれている場面がある。 このように、特にセンターでイメージ表現の境界において、本文章に示されるような表現は、憲法で保障された表現の自由として守られるべきである。行政から「要請」を行うことは民間の萎縮を招く可能性があり、検閲にも繋がりかねない行為である。こういったことから、本文章は削除すべきである。	ご意見を踏まえNo.7のように修正いたします。
19	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	表現に対する配慮をメディアに要請、及び市や関連機関に配慮する旨の文言がありますが、少なくとも現時点において、一定の表現が暴力を助長するなどの科学的な因果関係は明らかにされていません。また、性的表現は自分自身の内面を表すことに不可欠な表現であり、現実には満たされない望みについて表現を通じて満たさうとする合理的な心の動きもあります。 過度な要請や配慮によって、市民や市内の表現が萎縮する可能性があり、文言の修正を求めます。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
20	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	不適切な情報や表現を容認しない旨の文言がありますが、不適切であるかを判断する根拠が明示的でなく、その場の担当者の偏った価値観によって恣意的な運用がなされる危険性があります。 また、表現 자체が性別による経験を強調させるわけではなく、逆に表現を容認しないことで被害や過去の経験を発表することができなくなる可能性も考えられ、文言の修正を求めます。	ご意見を踏まえ、No.11のように修正いたします。

<第3次川口市男女共同参画計画案>パブリックコメント

NO	ページ	分野	ご意見の内容	市の対応・考え方
21	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「このため、表現の自由は尊重しつつも、性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する必要はない」との定義が必ずしも明らかではありません。表現のメッセージ性を行政が判断することは極めて困難であり、運用によっては市や関連機関が要請という名の表現規制が繋がる可能性のある施策を行なう可能性があることから、訂正または削除を求めます。なお、内閣府の「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」は同様の指摘を受け「メディアにおける不適切な・暴力表現」といった記述を「違法な・暴力表現」といった記述に修正されています。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
22	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	差別的な表現が望ましくないと自体は明らかですが、「連想させ助長する表現」という表現ではその定義が必ずしも明らかではありません。表現のメッセージ性を行政が判断することは極めて困難であり、運用によっては市や関連機関が要請という名の表現規制が繋がる可能性のある施策を行なう可能性があることから、訂正または削除を求めます。なお、内閣府の「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」は同様の指摘を受け「メディアにおける不適切な・暴力表現」といった記述を「違法な・暴力表現」といった記述に修正されています。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
23	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	フェイクニュースやヘイトスピーチといった不適切な表現を防ぐことは非常に重要ですが、定義が必ずしも明らかではない表現に対して行政が「容認しない社会的気運の醸成を図ります」と宣言するのは不適切であるため、修正を求めます。	ご意見を踏まえ、No.11のように修正いたします。
24	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	映画やゲーム、体験型VRなどのエンターテイメント表現に対して、行政が表現制限に繋がるような活動を行うことの無いよう、要請いたします。	今後の施策を推進する上で参考とさせていただきます。
25	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	「性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要的な表現」や「不適切な表現」というこれらは法的な根拠に基づいておらず、曖昧且つ恣意的な観点による表記であるため、広範囲にわたるメディアが排除の対象になりかねず、本来必要な啓発でも発信不可能になる可能性もあります。以上の理由により、男女共同参画で言う人権を尊重する社会作りを目指すことを目的とした計画案で用いるべき文言ではありません。また、行政によって恣意的な表現の定義と容認すべきではないと促すのも、メディアに対する誤解と偏見を助長することに繋がると共に、表現によって男女共同参画の実現に貢献している当事者を迫害してしまうこともないかわいいくことに留意下さい。国政の第5次男女共同参画基本計画では上記の理由を懸念した上で「違法な・暴力の流通を防止し!実在する女性の人権を侵害するような情報への対応」と言うように実在する人物に対する侵害行為及び違法行為に対する対応を明記しています。よって本計画案もそのように表記すべきです。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
26	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	メディアリテラシーの教育についても「不適切な情報や性別による固定的な役割分担を押しつけた表現を容認しない社会的気運の醸成」と表記されていますが、これはリテラシーを兼ねどころか、恣意的且つ固定的な解釈を押し付けた方針になってしまっていることを指摘させていただきます。あくまでもメディアに対する育成は情報に対して多角的な視点を養い、そこから対処方法及び事実関係の探り方、判断能力を養うために行われるべきであり、よって「表現された情報を市民が主体的に読み解き、不適切な表現を指摘・削除について自分から発信できる能力（メディアリテラシー）の育成や向上に努め、不適切な情報や性別による固定的な役割分担を押し付けた表現を容認しない社会的気運の醸成を図ります。」と言った文章は再考した上で全体的に改めるべきであることを強く伝えます。	ご意見を踏まえ、No.11のように修正いたします。
27	P.22～ 23	基本目標Ⅰ課題3 施策の方向(1)～(3)	課題3「メディア等における情報、表現に関する配慮」についてですが以下の文言 ・性別による固定的な役割分担意識を反映した表現 ・不必要的な表現 ・不適切な表現を容容しない社会的気運の醸成 これも全て明確な基準が無いものですが、それを基に自治体が作品の持つ過去の時代背景を無視し、現代基準でメディアに改めるよう働きかける事など検討の所物でしょう。この案に乗せると時代劇はもうろん、古い作品や民話とかなりアウトになりそうなもの問題です。なので賛同できません。	ご意見を踏まえ、No.7～No.11～No.32のように修正いたします。
28	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	『表現の自由は尊重しつつも、性別による固定的な役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要的な表現』を用いないような配慮をメディアに要請する必要があります。といふ文言に強く抗議致します。春日市他の名脇市民にもなっている『クレヨンしんちゃん』がその『性別による固定的な役割分担』に該当する事業主婦とサリーマン家庭であり、規制の対象になり得るからです。また、埼玉県は上田知事の頃から全国の中でどこよりも早く聖地一帯に賛同し、「あみ日見た花の名を忘れない」などアニメのカラボを積極的に行なってきました。所沢市に開設されたKADOKAWAのさらタウンも累計200万人の来場者数を突破し、売上・営利共に順調に推移しています。そんな中で、川口市がアート規制を要請するような事をされてしまうと、埼玉県内の他の市にも萎縮効果やメディアミックス自体に悪影響を与えるかもしれません。「メディアへの要請」という表現規制の文言や「固定的性役割表現」という「ちびまる子ちゃん」「やまとサザエさん」でら規制対象になりかねない文言には強く抗議致します。学校教育における男女平等の意識が「男女平等」だと答えていましたが、「男女平等を阻害するアンコンシャス・バイアス」はメディアや子供の見るコンテンツのせいではなく、成年の方々が長年生活してきた中で培われた意識の問題だと思います。「昭和的価値観」を規制する方がよろしいのではないか?メディアのせいとなる前に、男女不平等で男性優位な意識がどこから来るのか調査をする事が先決だと思います。	ご意見を踏まえ、No.7のように修正いたします。
29	P.22	基本目標Ⅰ課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	連想、助長、不必要という「一」が出てきますが、これを誰が判断するのでしょうか。おそらく行政関係者でしょうか。これは検閲で該当する表現規制になると思われます。男女共同参画だけが特別な事情を有するとの解釈は妥当ではなく、不適切な表現を指摘して削除させるというのが通用するなら、あらゆるものに対して不適切な表現に対する文句をつけて削除する事で通用してしまいます。もし規制するならどうのうのあれば、例えはその表現の時代背景、生活の好みやかぎられるのによく必要な歴史的ものが該当して頂かない、「役割分担を押し付けた表現を容認しない社会的気運の醸成」としてどちらも表現の自由を制約することであり、正確には当該表現の自由の範囲を縮めてしまうことになります。他の基本的権利が保障するべきであるのみを容認する、それ以外の場合には基本的人権である表現の自由を規制するのですけれども、それは川口市社会の法規のルールではないものによって表現の自由を抑制し、規制するが如き状況が行政主導で実現することに他ならず、日本国の「法の支配」を維持する所が關点となります。極めて危険な日本国憲法を頂点とした法秩序に対する挑戦とも評価せざるを得ません。せめて、「既存の性的役割分担にからむない多様な表現を構築するなどに文言を修正するべきではないでしょうか。付言すると、望むと望まざるに問わらず、伝統的な役割を引き受け生きてきた人達に対して、その生き方は間違っていた、あなたの選択は不適切だと断じてこよにもなるでしょう。そのようなメッセージを行政権力が発信することの大きさをれくれるご考慮頂きたいです。	ご意見を踏まえ、No.7～No.11のように修正いたします。

<第3次川口市男女共同参画計画案>パブリックコメント

NO	ページ	分野	ご意見の内容	市の対応・考え方
30	P.22～23	基本目標Ⅰ課題3 施策の方向(1)～(3)	懸念点として本項に記載されて居る明確な差別や侮辱の表現、それに実在児童に対する犯罪行為については確かに看過できません。しかしながら、いづれも既存の法令や民事で充分対応可能ですし、家庭内の競や学校教育によって予防可能と思料します。行政による表現規制は必要ありません。	ご意見を踏まえ、No.7・No.11のように修正いたします。
31	P.22～23	基本目標Ⅰ課題3 施策の方向(1)～(3)	P.22～P.23は削除すべきと考えます。表現に責任転嫁としても固定的な役割分担や差別、男女間の暴力等は無くなりません。それどころか問題の本質から目をそらさせ解決を遠退かせます。百害あって一利なしです。	従来の新聞やテレビ、ラジオ、雑誌などの媒体にとどまらず、インターネットやSNS等も情報媒体として一般化している現代においては、誰もが情報の発信者になります。それだけに、性別による固定的な役割分担意識を押しつけない表現、人権や人格を貶めない表現、暴力を肯定しない表現などどのようなものであるかを判断できるようなメディア・リテラシーの向上は、より一層重要なものだと考えております。 したがいまして、本項は一部の表現を修正した上で、従前どおり計画に位置付けることとします。
32	P.23	基本目標Ⅰ課題3 施策の方向(1)メディアにおける男女の人权の尊重	男女共同参画の視点に立った男女平等の推進を阻害するような表現の排除という一文がありますが、行政権力が表現の排除を謳うのは問題ではないでしょうか。 松戸市にて当地で活躍するタレントの衣装(何の変哲もないミニスカート)が性犯罪を助長するなどといふ誹謗中傷のような言い掛かりを受け、警察の交通安全ナサニエンバーから外される自体も起きています。 このようなかえって女性の活躍や人権を侵害するような事に男女共同参画が利用されないよう、ご注意願いたく、よろしくお願ひいたします。	ご意見を受けて、文章表現を下記のように修正いたします。 「男女平等の推進を阻害するような表現を容認しない社会を目指し、啓発や学習機会の充実を図ります。」
33	P.23	基本目標Ⅰ課題3 施策の方向(1)メディアにおける男女の人权の尊重	性別による固定的役割分担やパートナー間に於ける暴力、性暴力等を正当化するような表現であってもエンターテイメント表現(現実の暴力などを伴わないもの)であれば、その表現自体には違法性はない。川口市がその合法的な表現の排除を計画の内容に含めることは憲法21条に定められた表現の自由に反することであり、本内容は削除すべきである。	ご意見を踏まえ、No.32のように修正いたします。
34	P.23	基本目標Ⅰ課題3 施策の方向(1)メディアにおける男女の人权の尊重	「表現の排除」は科学的な根拠がないので削除すべき。表現は尊重して、規制するのは間違っている。	ご意見を踏まえ、No.32のように修正いたします。
35	P.23	基本目標Ⅰ課題3 施策の方向(2)男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供	「市や関係機関が発信する情報や作成する刊行物等について、性差に関する偏見の解消や人権尊重を基盤とした表現に努め、男女共同参画の視点に立ったものであることに留意します。」 恣意的で不透明な適用の恐れがあります。また、特定の表現を排除することは、憲法の保証する表現の自由を侵害することになります。家庭内の競や学校教育によって啓発してゆくべきであります。	該当箇所は、本市及び関係機関が発信する情報や刊行物等に関して努めるべき内容の記述ですので、原案のとおりとさせていただきます。
36	P.23	基本目標Ⅰ課題3 施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透	川口市が「表現の排除」を促進することは憲法21条に定められた表現の自由に反することであり、著しい逸脱である。仮に憲法に定められた権利を侵害する場合は、せめても条例により、厳格に定義された条件において行われるべきであり、そうでない場合、本内容は削除すべきである。	ご意見を受けて、文章表現を下記のように修正いたします。 「埼玉県が発行した「男女共同参画の視点から考える表現ガイド」等を活用するなどして、性差に関する偏見や人権軽視を助長する表現が流れされることを防止する取り組みを促進します。」
37	P.23	基本目標Ⅰ課題3 施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透	「性差に関する偏見や人権軽視を助長する表現の排除」との言文がありますが、これを市民や事業者など民間に対して取り組みを促進することに反対致します。男女共同参画の視点に立ったシェンダーロール等の促進は重要ではありますが、万人に向けて、法律や公共の福祉に反しない表現の規制を求めるとは、憲法の表現の自由にも抵触する問題であり、安易な制限るべきではないと考えます。	ご意見を踏まえ、No.36のように修正いたします。
38	P.23	基本目標Ⅰ課題3 施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透	性差に関する偏見や人権軽視を助長する表現の排除に向けた取り組みについて、『排除』と強い言葉を用いているが、市が国民の基本的人権である言論・表現の自由を省みない形で規制を行なっていくような口ぶりで大変遺憾である。 表現の自由を十二分に尊重して、議論をして頂きたいと思う。	ご意見を踏まえ、No.36のように修正いたします。
39	P.23	基本目標Ⅰ課題3 施策の方向(1)メディアにおける男女の人权の尊重 施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透	「施策の方向(1)メディアにおける男女の人权の尊重」と「施策の方向(3)男女共同参画の視点に立った表現の浸透」この2項については共通の論点があり、前提として行政が表現の排除を行うことは行政による民間への干渉であり、憲法21条、表現の自由の侵害であるとここにハッキリと述べさせていただきます。 「暴力、性暴力等を正当化し助長するもの、男女共同参画の視点に立った男女平等の推進を阻害するよう表現」「性差に関する偏見や人権軽視を助長する表現」というのはあくまで表現に対する恣意的な解釈に過ぎず、行政及び条例、規律等でのような規定を定めるとは、例えば「表現者が表現した意图に実際は自分が感じたことと異なるのではないか」という考察の余地を失うことでもあり、更に意見表明の機会と視点を広げる余地を失うことにも繋がりかねません。 よって施策の方向(1)メディアにおける男女の人权の尊重の性別による固定的役割分担やパートナー間における暴力、性暴力等を正当化し助長するもの、男女共同参画の視点に立った男女平等の推進を阻害するよう表現の排除に向けた社会的気運の醸成を図るため、啓発や学習機会の充実を図ります。」と言う文章は正面的に削除すべきであり、施策の方向(3)は削除、あるいはタイトルを「男女共同参画の視点に立った表現の浸透」から「男女共同参画の実現を目的とした啓発、情報発信を行う場合」と改め、「男女共同参画の視点に立った男女平等の推進が阻害されることのないよう」性差に関する偏見や人権軽視を助長する表現の排除に向けた取り組みを促進します。」といったこれらの文章は削除した上で文章を改めるべきであることを強く伝えます。	施策の方向(1)については、ご意見を踏まえNo.32のように修正いたします。 施策の方向(3)についても、ご意見を踏まえNo.36のように修正いたします。
40		その他	この手の条例の背景にある「シェンダーロールを押し付けないこと」自体、自治体が考えただらしい価値観の押し付けになっているのではないか?と思います。	本市が令和3年度に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」によると、「男は仕事、女は家庭」というような性別による役割分担意識に肯定的な考え方を持つ市民の割合は25.7%である一方、否定的な考え方の割合は62.0%であります。 本市では、市民のニーズを把握し、今後の施策を推進していくたいと考えております。
41		その他	川口市在住だとおしゃってる某漫画家さんのファンなので、その人の作品に影響が出たら困ると思い意見を送させていただきました。	民間の個人や企業・団体等の創作活動そのものを妨げる目的ではありません。